

Information

◇締め切り(2月28日)を過ぎても、次年度に申請可能◇

第三次補正予算「感染拡大対応支援事業」

申請受付開始

第2次補正予算の
支援金(100万円)
とは別枠です。

【概要】

2020年12月15日～2021年3月31日までに「感染拡大防止対策や診療体制確保等に要した費用」および「院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用」について、必要経費の全額が助成されます。

【対象になる経費】

※詳細は、厚生労働省HPにある案内及びQ&Aの事業内容に関する質問1・8も参照。

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

【注意 一必ずお読みください一】 従来の診療スペースの家賃や水道光熱費等も対象になり得ます。ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う従業員の人件費は対象になりませんのでご注意ください。

【補助上限】

① 神奈川県から発熱診療等医療機関の指定通知を受けている医療機関	100万円
② 医療機関・薬局等(コロナ患者対応をしていない医療機関を含む)	
・ 病院・有床診療所(医科・歯科)	25万円+5万円×許可病床数
・ 無床診療所(医科・歯科)	25万円

※「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の補助金を受けている場合、その金額が補助上限額から差し引かれます。

【締め切り】 2月28日(当日消印有効)

※締め切りに間に合わなかった場合、令和3年度での追加申請を予定(詳細は後日発表)。

【申請方法】 厚労省HP(下記参照)から必要書類をダウンロード。記載したら、厚労省へ郵送。

(申請書類の場所) 厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

※申請書の「5号様式」「3号様式」がダウンロードできない場合・・・申請様式「別紙」の「上記『支出額』について、全ての支払が完了している」という欄を「はい」にすると「5号様式」が、「いいえ」にすると「3号様式」がそれぞれ出てきます。

【書類のダウンロードができない場合】 ◆FAX番号：045-313-2113◆

下記記入の上、2月10日(水)までに協会にFAXしてください。必要書類をご郵送します。

◆医療機関名： _____ ◆会員氏名： _____

◆医療機関TEL： _____